

旧千代田保健所敷地の福祉施設整備について

（経緯と進め方）

平成 28（2016）年 2 月 「障害者施設施策及び組織の拡充を求める陳情」 区議会に提出
平成 29（2017）年 3 月 区議会「障害者福祉施設の増設を求める」決議 全会一致可決

千代田区保健福祉部では、旧千代田保健所敷地を（仮称）神田錦町三丁目福祉施設として活用する
庁内合意を得ました。
その後、高齢者と障害者施設整備検討を行うため、千代田区障害者支援協議会（以下協議会）と
協議会の下部組織である計画部会で協議を深めながら方向性を確認し、平成 31 年 3 月に検討の報告
をまとめました。

千代田区は、この協議会での報告を踏まえ、引き続き協議会等を活用しながら基本計画等を策定し、
障害等のある方やそのご家族、地域の住民の方や多くの関係者のご理解を得ながら、施設の早期実現
に向けて、検討を進めていきます。

●検討の報告まとめ（平成 3 1 年 3 月）

現 旧千代田保健所 敷地概要

- 所在地 神田錦町三丁目 10 番地
- 敷地面積 694 m² ○現在、神田警察署仮庁舎として使用中



資料 1

（仮称）神田錦町三丁目福祉施設のコンセプトとキーワード

1 コンセプト

高 齢

「その人らしさ」が尊重され、
住み慣れた地域で
いきいきと暮らし続けられるまち 千代田を実現する

（千代田区高齢者福祉計画・第 7 期千代田区介護保険事業計画 基本理念）

障 害

地域で安心して生活を続けられるための
環境が整っている

（千代田区障害福祉プラン 第 5 期障害福祉計画 目標 5）



2 施設整備のキーワード

自分らしく、一人ひとり
つながる、支えあう
地域で暮らす、地域とともに
交流、共生
世代を超えた、未来型

※施設の機能によって変化

●福祉施設の概要



○ 高齢者施設 (5、6、7 階)

認知症のグループホーム、小規模多機能型居宅介護など
(小規模多機能居宅介護・・・「通い」を中心に、利用者の状況や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス)

○ 障害者支援施設 (3、4 階)

グループホーム、ショートステイ

○ 2 階 要望とニーズを踏まえ、事業者から提案

(提案部分は、重症心身障害者向けリハビリ施設、就労継続支援 A 型、移動支援サービス、自立生活援助の選択肢を増やすという提案が出ている。)

○ 1 階 地域交流施設ということで、地域ニーズや事業者提案に基づいて考えていく。

障害者支援施設の 設置基準	高齢者施設の 設置基準	共通に必要な機能
【共同生活援助】 (グループホーム) ●事業所の合計定員：4 名以上 ●1 ユニット：定員 2～10 名 ●居室 1 人あたり：7.43 ㎡以上 ●1 ユニットごとに必要な機能： 食堂、居間、台所、浴室、 洗面所、トイレ	【認知症対応型共同生活介護】 (認知症高齢者グループホーム) ●ユニット数：1～3 ユニット ●1 ユニット：定員 5～9 名 ●居室 1 人あたり：7.43 ㎡以上 ●1 ユニットごとに必要な機能： 食堂、居間、台所、浴室	エレベーター、非常階段、廊下、 倉庫、受付・事務室、 駐車・駐輪スペース等
【短期入所】 (ショートステイ) ●定員：4 名以下 ●床面積 1 人あたり：8 ㎡以上 ●居室 1 人あたり：7.43 ㎡以上 ●必要な機能： 食堂、浴室、洗面所、トイレ	【小規模多機能型居宅介護】 ●利用定員：25 名以下 通いサービスは 1 日あたり 15 名まで 宿泊サービスは 1 日あたり 9 名まで ●必要な機能： 宿泊室は 7.43 ㎡以上 食堂、居間、台所、浴室	

●スケジュール (案)

令和元年度	基本計画策定、地元説明会
令和2年度	運営事業者選定
令和3年度～6年度	旧千代田保健所解体工事、福祉施設新築工事
令和7年度	福祉施設開設